

資 料

(稅負擔輕減措置關係)

第2章 9. 地域主権改革と地方税制

(2) 住民自治の確立に向けた地方税制度改革

イ 地方自治体の「自主的な判断」の拡大のための事項

(イ) 法定任意軽減措置制度(仮称)の創設

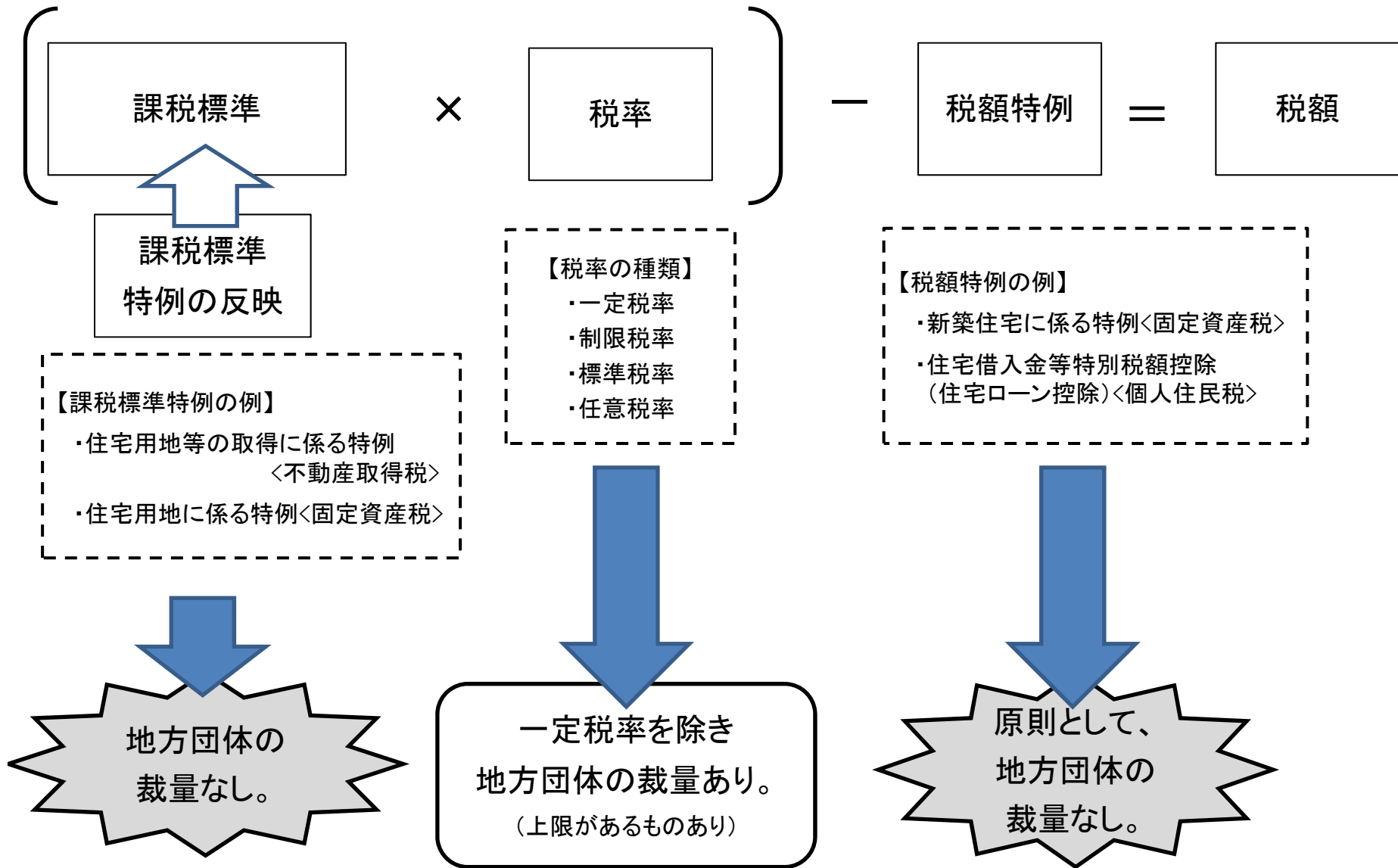
適用の是非や程度を、各地方自治体が自主的判断に基づき、条例において決定できる仕組みの創設を検討します。

また、例外的に全国一律に法律で軽減する必要がある対象の絞り込みを行います。

税負担軽減措置のあり方の見直しに関する基本的考え方

- ・ 地方団体の仕事の量と税負担、すなわち歳出と歳入をバランスさせるための合意を形成する作業は地方自治の本質の一つ。
- ・ しかしながら、地方税制の大部分は国が法律で決定しているため、地方税制についての議論が、各地方団体で十分に行われているとは言い難いのが実情。
- ・ また、国が法律で一律に定める税制は、必ずしも地域の実情に即したものではない場合もあり、適切な政策効果が発揮できていない場合も考えられるところ。
- ・ そこで、税制を通じて住民自治を確立し、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を推進するため、現行の地方税制度を「自主的な判断」等を拡大する方向で抜本的に改革することが必要。
- ・ そのための仕組みの一つとして、地方税に関する税負担軽減措置について、適用の是非や程度を、各地方団体が自主的判断に基づき、条例において決定できる仕組みの創設を検討。

現行制度における税額計算の基本的な仕組み(概念図)



※ 過去、課税標準の算出方法については、地方団体間の負担の不均衡を是正する観点から統一してきた経緯あり。

標準税率と課税標準特例・税額特例の比較について

標準税率	課税標準特例・税額特例
<ul style="list-style-type: none">・ 地方団体が課税する場合に<u>通常よるべき税率</u>・ 財政上その他の<u>必要があると認める場合</u>においては、これによることを要しない税率・ 地方交付税の額を定める際に<u>基準財政収入額の算定の基礎として用いる税率</u>	<ul style="list-style-type: none">・ 地方税法に基づき特例内容が定められており、<u>地方団体による変更は認められない</u>。・ 基準財政収入額は<u>地方税法に規定する特例内容に基づき算定</u>。

【参考1】標準税率採用税目で制限税率のあるもの(主なもの)

法人住民税法人税割、事業税、自動車税 等

※制限税率 …… 税率の上限

【参考2】標準税率採用税目で制限税率のないもの(主なもの)

個人住民税、固定資産税、不動産取得税 等

【参考3】標準税率を下回る税率を定めることについて

- ・ 標準税率を下回る税率を定めることについて、地方税法上の制約なし。
- ・ ただし、地方財政法の規定により、一定の税目について標準税率を下回る税率を定めた団体は、建設事業に充当する地方債を起す際に、総務大臣又は都道府県知事の⁴許可を受けることが必要。



例えば、標準税率並の自由度を有する課税標準特例等(標準税負担軽減措置<仮称>)は考えられないか。

標準税負担軽減措置制度(仮称)イメージ図

税負担を軽減する特例措置の主要構成要素

(①税負担軽減の条件)

特定の対象物等の取得・保有
特定の支出の実施 等

(②税負担軽減の程度)

課税標準や税額から
一定額を減額 等

(③税負担軽減の期間)

〇年間、②の措置を継続
※期間の定めがないものもある。

現状

上記構成要素は法令で決定

標準税負担軽減措置

条例で変更・決定できる仕組み

標準税率も参考にしつつ、どのような特例措置について、どの程度条例に委任していくか検討

現行の税負担軽減措置の規定例

(住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例)

第三百四十九条の三の二 (略)

2 住宅用地のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める住宅用地に該当するもの(以下この項において「小規模住宅用地」という。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条、前条第十一項及び前項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の一の額とする。

- 一 住宅用地でその面積が二百平方メートル以下であるもの 当該住宅用地
- 二 住宅用地でその面積が二百平方メートルを超えるもの 当該住宅用地の面積を当該住宅用地の上に存する住居で政令で定めるものの数(以下この条及び第三百八十四条第一項において「住居の数」という。)で除して得た面積が二百平方メートル以下であるものにあつては当該住宅用地、当該除して得た面積が二百平方メートルを超えるものにあつては二百平方メートルに当該住居の数を乗じて得た面積に相当する住宅用地

(新築された住宅に対する固定資産税の減額)

本法附則第十五条の六 市町村は、昭和三十八年一月二日から平成二十四年三月三十一日までの間に新築された住宅(区分所有に係る家屋にあつては人の居住の用に供する専有部分のうち政令で定める専有部分を有する家屋をいい、区分所有に係る家屋以外の家屋にあつては人の居住の用に供する家屋のうち政令で定める家屋をいう。以下この条、次条、附則第十五条の八第三項及び附則第十五条の九第一項において同じ。)で政令で定めるものに対して課する固定資産税については、次項、次条第一項若しくは第二項又は附則第十五条の八第一項若しくは第三項から第五項までの規定の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額(区分所有に係る住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅(人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の政令で定める住宅に限る。)にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。)の二分の一に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額するものとする。

税負担軽減措置の事例(その1)

【住宅用地に係る特例】(固定資産税・都市計画税) <課税標準特例>

区 分	土地の利用状況と面積区分		課税標準額 (括弧内は都市計画税の場合)
小規模住宅用地	住宅の敷地	200㎡以下の部分	価格 × 1/6 (1/3)
一般住宅用地		200㎡を超える部分 (家屋の床面積の10倍まで)	価格 × 1/3 (2/3)

(適用要件) 家屋の総床面積に係る居住面積割合が1/4以上である家屋の敷地であること。

(併用住宅の敷地への適用) ※以下の数値は一般家屋の場合

居住面積割合 [1/4以上1/2未満] 敷地の半分が住宅用地 [1/2以上] 敷地の全部が住宅用地

<制度創設> 昭和48年度

<平成22年度減収見込み額> 4.0兆円

住宅用地の固定資産評価額の地域差について

- ・ 住宅用地の1㎡あたり評価額は地域によって大きく異なる。
- ・ 住宅用地の1㎡あたり評価額の地域差は、給与収入の地域差よりも相当程度大きい。
- ・ 地域によっては、住宅用地に係る担税力対比の税負担が過大又は過小となっている可能性。

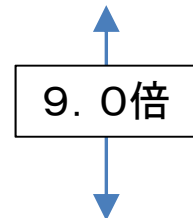
→ 住宅政策上、住宅用地特例率の適切な水準は地域によって異なるのではないか。

【小規模住宅用地のH22年度・1㎡あたり固定資産評価額】

全国平均:5.2万円 最大:21.8万円(東京都) 最小: 1.6万円(秋田県)
〈指数化〉 [100] [419] [31] 最大／最小=13.5

【個人住民税所得割納税義務者(H22年度課税分)の給与収入】

全国平均:438.6万円 最大:523.6万円(東京都) 最小:360.9万円(山形県)
〈指数化〉 [100] [119] [82] 最大／最小= 1.5



※概要調書、市町村税課税状況の調(総務省)

税負担軽減措置の事例(その2)

【新築住宅に係る特例】(固定資産税) <税額特例>

【特例内容】

住宅の種別	軽減期間	軽減割合	対象床面積
①一般の住宅 (②以外)	3年度分	1 / 2	居住部分に係る床面積で、120㎡が限度(120㎡を超えるものは120㎡相当分まで)
②3階建以上で耐火構造の住宅	5年度分		

※ 床面積要件 居住部分の床面積が50㎡(戸建以外の貸家住宅の場合は40㎡)以上280㎡以下

※ 居住割合要件 居住部分の床面積が当該家屋の床面積の1/2以上

【減収額】 1,447億円(平成22年度見込み額)

【創設年度】 昭和39年度

【平成23年度税制改正大綱(抄)<平成22年12月16日>】

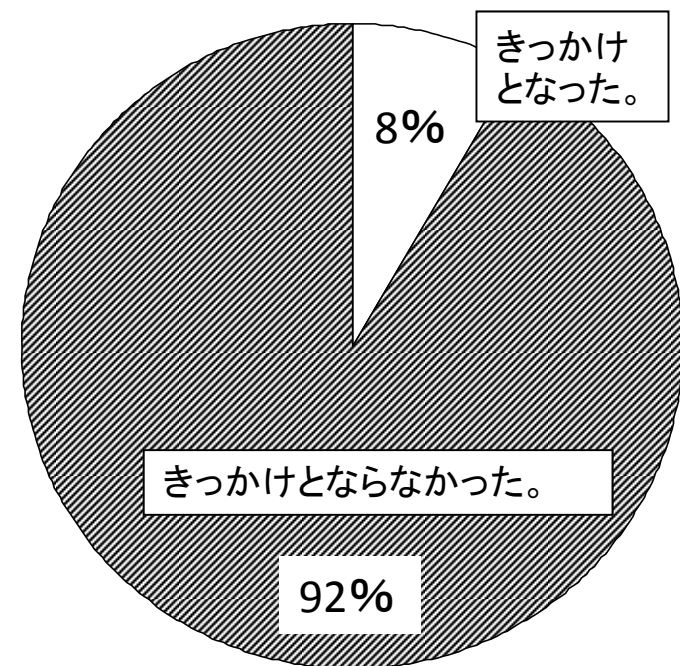
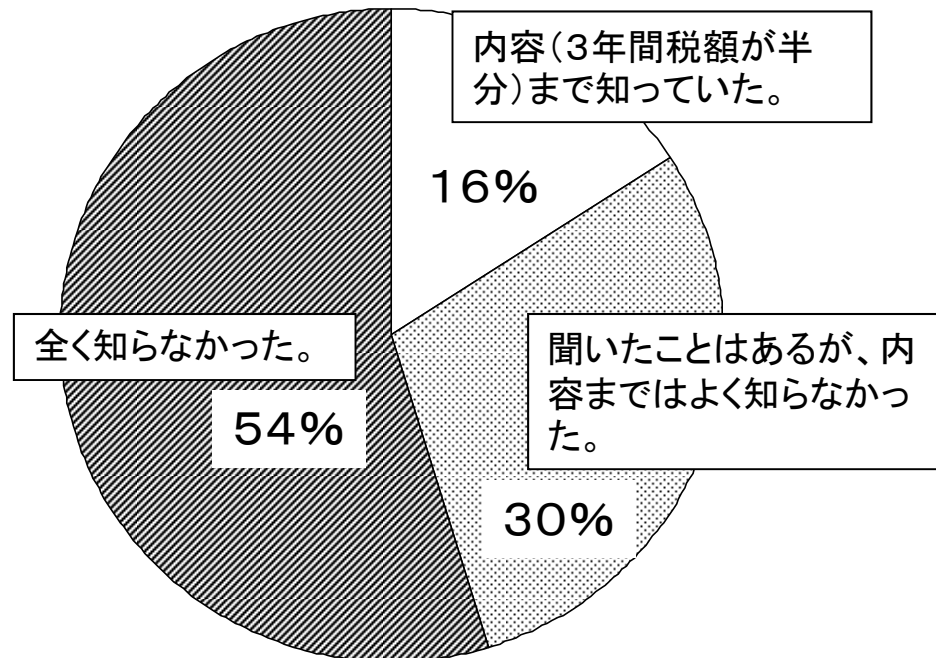
第3章 平成23年度税制改正 9. 検討事項 [地方税]

- (4) 新築住宅等に係る固定資産税の減額措置については、住宅をめぐる状況が地域によって様々であることを踏まえつつ、優良な住宅ストック重視の観点から、平成24年度税制改正までに真摯に議論し、結論を得ます。

新築住宅特例に係るアンケート結果について

新築住宅特例の適用を受けることが見込まれる納税者(有効回答1,660名)に対して家屋評価時にアンケートを18政令市で実施。(平成21年10月)

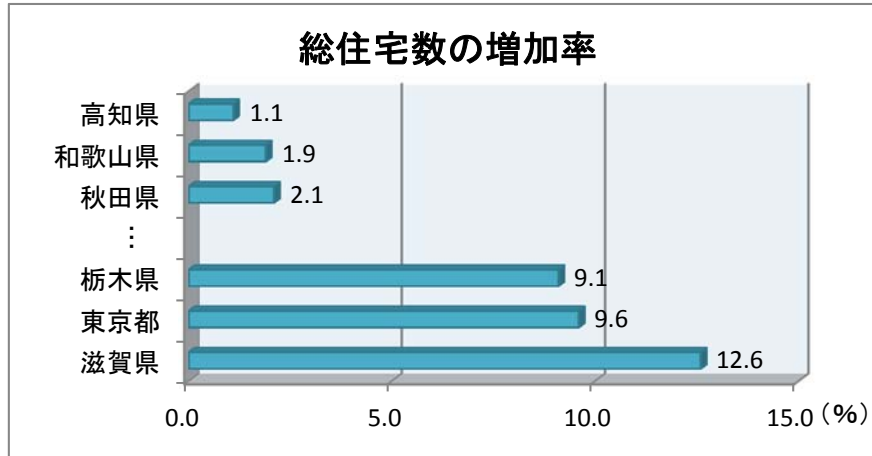
- ① 家屋については、新築(購入)された翌年から3年間、固定資産税が半分となる制度をご存じでしたか。
- ② 新築住宅に対する固定資産税が3年間半分となる制度は住宅を新築(購入)するきっかけとなりましたか。



18政令市(札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市)による調査結果(平成21年10月)をもとに作成

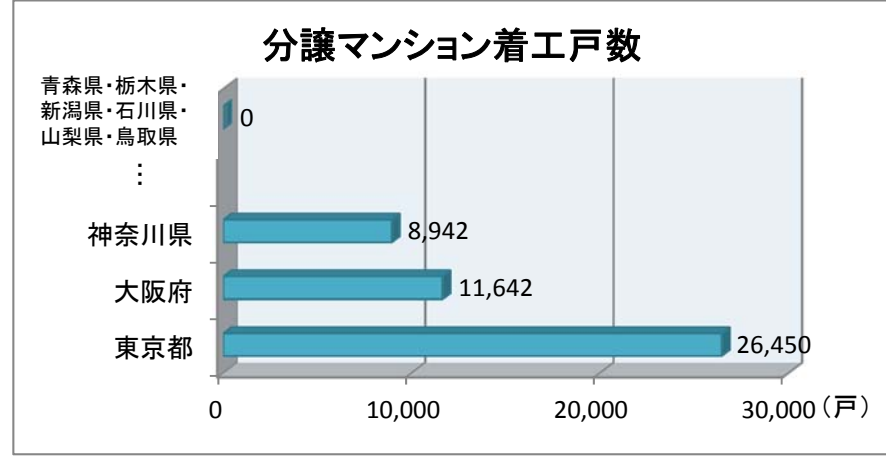
都道府県別の住宅の現状について

総住宅数の増加率



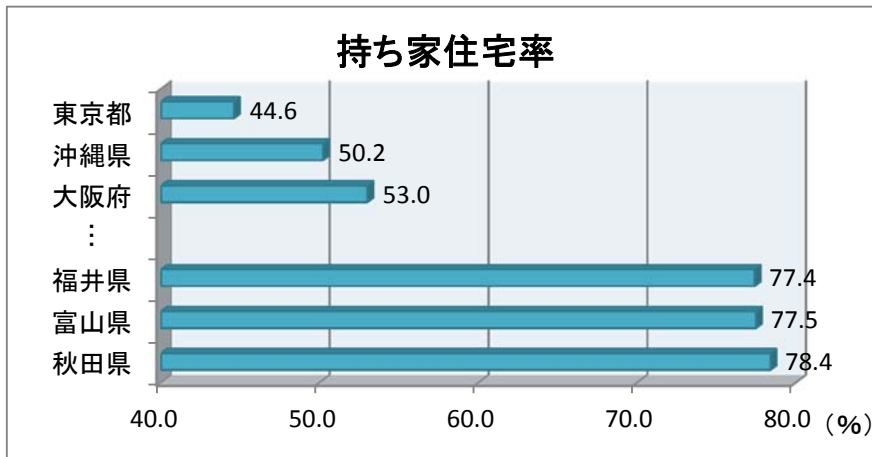
※平成15年から平成20年の増加率(全国 +6.9%)
 ※数値は、「平成20年住宅・土地統計調査」に基づく。

分譲マンション着工戸数



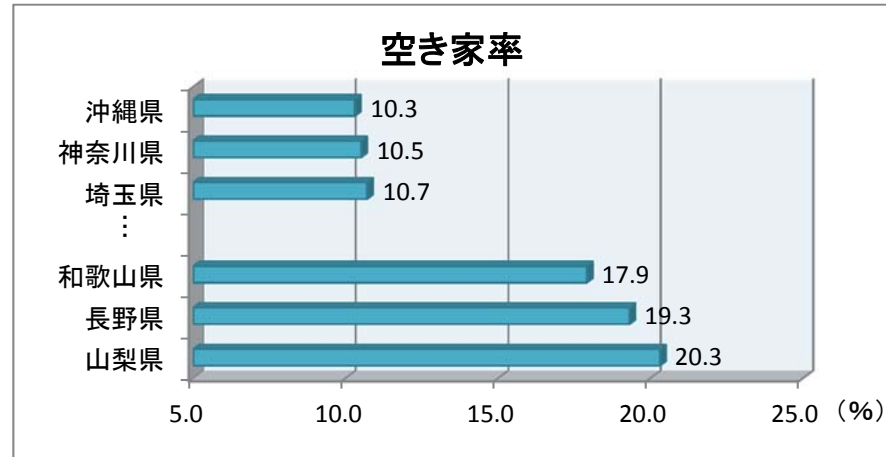
※平成21年10月から平成22年9月に着工された戸数(全国 78,741戸)
 ※数値は、「建築着工統計調査報告(平成22年9月)」に基づく。

持ち家住宅率



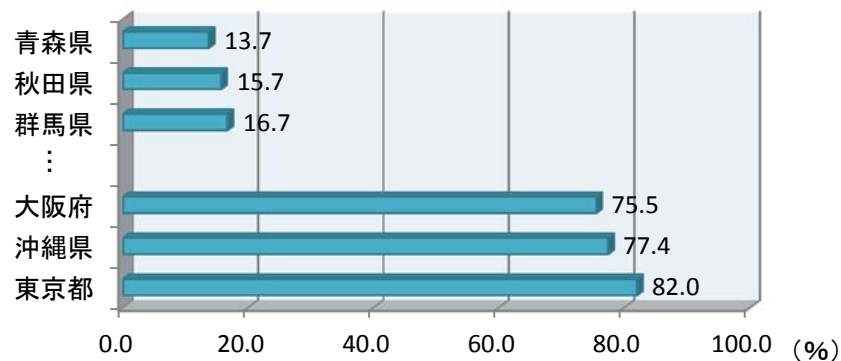
※「持ち家住宅率」は、住宅全体に占める持ち家の割合(全国 61.1%)
 ※数値は、「平成20年住宅・土地統計調査」に基づく。

空き家率



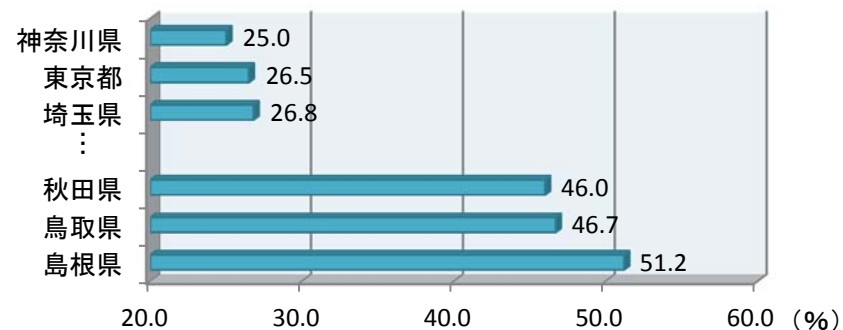
※「空き家率」は、総住宅数に占める空き家の割合(全国 13.1%)
 ※数値は、「平成20年住宅・土地統計調査」に基づく。

3階建て以上で耐火構造の住宅の割合



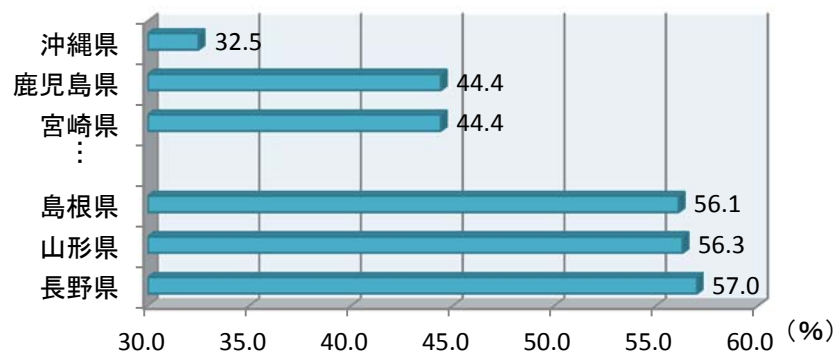
※地方税法附則第15条の6第1項及び第2項(新築住宅特例)の適用個数のうち、同条第2項の適用個数が占める割合(全国 52.2%)
 ※数値は、「平成21年度固定資産の価格等の概要調査」に基づく。

昭和55年以前に建てられて耐震診断も耐震改修工事もしていない持ち家の割合



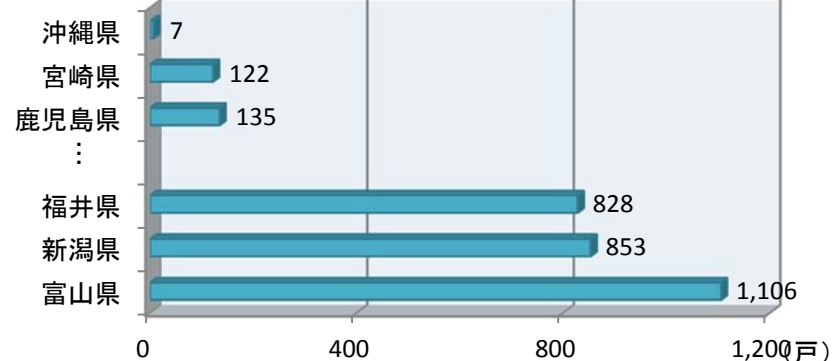
※全国 34.2%
 ※数値は、「平成20年住宅・土地統計調査」に基づく。

バリアフリー設備がある住宅の割合



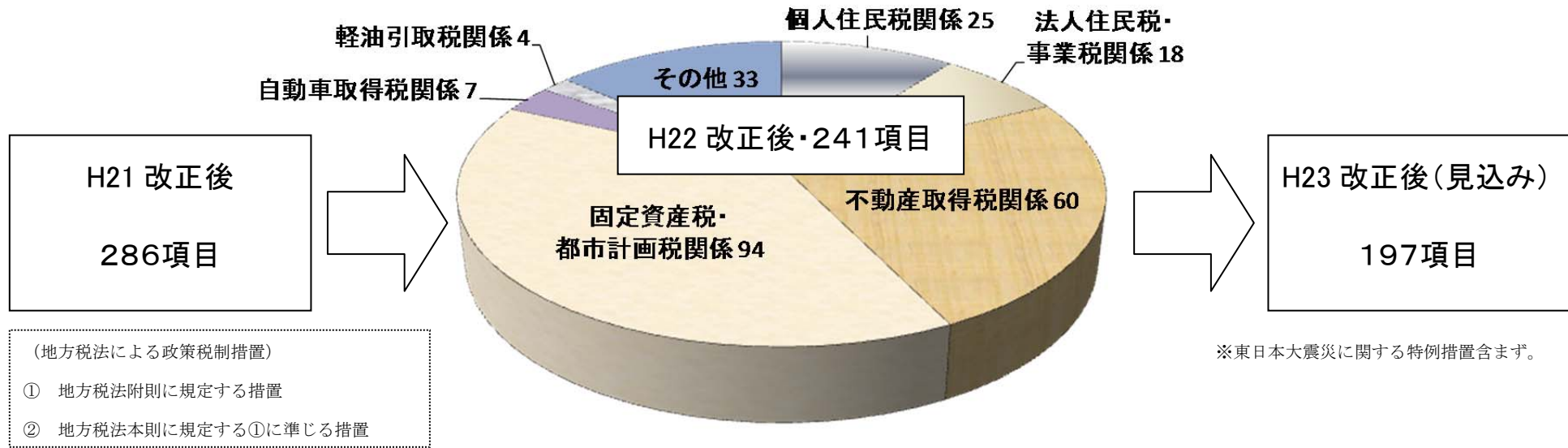
※①手すり、②またぎやすい高さの浴槽、③廊下などが車いすで通行可能な幅、④段差のない屋内などの設備がある住宅(全国 48.7%)
 ※数値は、「平成20年住宅・土地統計調査」に基づく。

省エネ改修等の実施状況



※総住宅数10万戸当たりの住宅エコポイント発行対象戸数(全国 321戸)
 ※数値は、「平成20年住宅・土地統計調査」、「住宅エコポイントの都道府県別実施状況(平成22年9月)」に基づく。

地方税法による政策税制措置(H22 改正後・241 項目)の概要



地方税の政策税制措置による減収額(総計 1.2 兆円)の内訳(平成 22 年度見込み額) (億円)

個人住民税 (18.1%) 2,178			法人住民税 ・事業税 (8.6%) 1,028		不動産取得税 (30.6%) 3,680			固定資産税 ・都市計画税 (21.3%) 2,564		自動車取得税 (12.9%) 1,554		軽油引取税 (7.6%) 916	その他 (0.7%) 90
住宅ローン 特別控除 (8.5%) 1,019	配当所得 (5.3%) 637	その他 (4.3%) 522	社保診の 非課税 ・医療法人 税率特例 (8.0%) 961	その他 (0.6%) 67	宅地評価土地の 取得に係る 課税標準の特例 (21.6%) 2,599	住宅・土地 取得に係る 税率の特例 (7.5%) 903	その他 (1.5%) 178	新築住宅 特例 (12.0%) 1,447	その他 (9.3%) 1,117	エコカー減税 (11.6%) 1,395	その他 (1.3%) 159	課税免除等 (7.6%) 916	

※自動車取得税・軽油引取税の「当分の間」の税率による増収(5,221 億円)を差し引いた増減収の合計は 6,789 億円
※数値は1億円単位で計上しているため、四捨五入等の調整を行っている。

標準税負担軽減措置制度(仮称)に関する論点(その1)

(論点1) 標準税負担軽減措置制度の趣旨・目的

<検討の視点>

- ・ 税制を通じた住民自治の確立、地域の自主性及び自立性の向上
- ・ 国と地方を通じた租税政策等の一体性・整合性 等

標準税負担軽減措置制度(仮称)に関する論点(その2)

(論点2) 標準税負担軽減措置制度を導入する特例措置の範囲

<特例対象物等に関する視点>

- ・ 特例の対象となる物や事象の全国的な分布・発生状況
- ・ 特例対象物等に関する地域特性の有無
- ・ 特例対象物等に関する住民ニーズの地域的差異の有無 等

<政策目的・効果に関する視点>

- ・ より適切な政策効果の発揮
 - ー 各地域の実情に応じて軽減した方が政策効果が期待できる場合
 - ー 全国一律で軽減した方が政策効果が期待できる場合
- ・ 国の政策目的との整合性を図る必要性 等

標準税負担軽減措置制度(仮称)に関する論点(その3)

(論点3) 条例に委任する項目・委任の程度

特例措置の構成項目 特例対象・条件、軽減・減額の程度、軽減・減額期間

委任の程度 ①標準を示した上で委任

②標準及び上限・下限等を示した上で委任

<検討の視点>

- ・ 住民自治の確立、地域の自主性・自立性、国と地方を通じた租税政策等の一体性・整合性 等

(論点4) 課税標準特例の条例委任の是非

<検討の視点>

- ・ 住民にわかりやすい税制等の観点から、過去、課税標準の統一を推進してきた経緯との関係
- ・ 税額特例の内容の一部を条例に委任した事例はあるが、課税標準特例の条例委任は事例なし
- ・ 課税標準特例と税額特例の代替性 等

※例えば、個人住民税で課税標準から100控除する特例の減税効果は $100 \times \text{税率}$ を税額から差し引く減税効果と等しい。

標準税負担軽減措置制度(仮称)に関する論点(その5)

(論点5) 標準税負担軽減措置制度に関する減収補填措置(交付税措置)

<検討の視点>

- ・ 標準的な軽減率等に基づいて基準財政収入額を算定する方法
- ・ 条例で定めた軽減率等に基づいて基準財政収入額を算定する方法 等

(参考) 普通交付税の算定方法

